

議案第 125 号

伊賀市グループホーム設置及び管理に関する条例の全部改正について

伊賀市障がい者ケアホーム設置及び管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 23 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市障がい者ケアホーム設置及び管理に関する条例

伊賀市グループホーム設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 145 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、伊賀市障がい者ケアホーム（以下「ケアホーム」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 障がい者の福祉の増進及び自立生活の助長を図るため、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 10 項に規定する共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）を行うケアホームを設置する。

（名称、位置及び定員）

第 3 条 ケアホームの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
伊賀ホーム ほほえみ	伊賀市柘植町 4613 番地	5 名
阿山ホーム かざぐるま	伊賀市馬田 927 番地	5 名

（事業内容）

第 4 条 ケアホームは、次に掲げる事業を行う。

(1) 共同生活介護に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事業に関すること。

(管理)

第5条 ケアホームの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(入居対象者)

第6条 ケアホームに入居することができる者は、市内に住所を有する15歳以上の障がい者であつて、法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者とする。

(利用料金)

第7条 入居者は、次の各号に定める利用料金を支払わなければならない。

(1) 別表に定めるケアホーム利用料金

(2) 共同生活介護のサービスの提供に対し、法の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(3) 食材料費、光熱水費及び日用品費その他共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当であると市長が認めるもの

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免又は徴収猶予)

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金の全部若しくは一部を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(入退居)

第9条 ケアホームに入居を希望する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 ケアホームを退去する者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 第4条に掲げる事業に関する業務

(2) ケアホームの利用料金の徴収に関する業務

(3) ケアホームの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他ケアホームの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除き、市

長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第11条 指定管理者がケアホームの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して5年間とする。

(入居者の義務)

第12条 入居者は、ケアホームの使用について必要な注意を払い、これを正常な状態に維持しなければならない。

2 入居者は、ケアホームを模様替えしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(退居時の原状回復)

第13条 入居者は、ケアホームを退居するときは、居室を原状回復しなければならない。

(明渡し請求)

第14条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上特に必要があると認めたときは、入居者に対しケアホームの明渡しを請求することができる。

- (1) 第6条に規定する入居資格を喪失したとき。
- (2) 第7条に規定する利用料金を正当な理由なく3箇月以上支払わないとき。
- (3) 第12条の規定に違反したとき。
- (4) 故意又は重大な過失により建物、附属設備、物品等を破損し、又は滅失したとき。

2 入居者は、前項の規定により市長から明渡し請求を受けたときは、その指定された日までに原状回復した上、明け渡さなければならない。

(損害賠償)

第15条 入居者は、故意又は過失により建物、附属設備、物品等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市グループホーム設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第7条関係）

名称	利用料金
伊賀ホーム ほほえみ	1人 月額 3,000円
阿山ホーム かざぐるま	1人 月額 6,000円